

○事務局長 起立をお願い致します。定刻前ですけれども、揃われておりますので、改めておはようございます。着席をお願い致します。本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。それではただいまから令和2年度第2回多良木町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長よりご挨拶をお願い致します。

○会長 （挨拶）

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、これより、議長としてお願い致します。

○議長 それでは議事を進めさせていただきます。座ったままで進めさせていただきますのでよろしくお祈いします。まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員を4番委員5番委員にお願いをしたいと思いますのでよろしくお祈いします。続きまして、日程第2、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局よりお願い致します。

○事務局長 はい、事務局長。ページが1ページになります。日程第2、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定するものとするとなっております。

（1件の申請についての説明）

○議長 はい。続いて事前調査の報告をお願い致します。

○10番委員 議案第3号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告を致します。今回1件の申請がありましたが、昨日の12日に、9番委員、18番委員と私と事務局で行って参りました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となっております、売買による所有権移転となります。許可の判断につきま

しては農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしている
ということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何か
ご意見はございませんでしょうか。ご意見が無いようでしたらお諮りを致したいと思いま
す。本件対するご異議はございませんか。

(「異議なしの声」あり)

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定を致しました。続きまして、日程第3、
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題
と致します。本件について事務局より説明をお願い致します。

○事務局長 はい。事務局長。それでは、日程第3、議案第4号、農地法第5条第1項の規定
による許可申請に対する意見決定についてとなっております。下記のとおり、農地を農地
以外のものにするための許可申請があったので、許可不許可についての副申、意見を決定
するものとするとなっております。

(1件の申請についての説明)

○議長 はい、それでは事前調査の報告をお願い致します。

○9番委員 日程第3議案第4号の農地法第5条許可申請に対する調査報告を致します。きの
うの12日、10番委員、18番委員、それと事務局長と調査致しました。申請された農地の
区分は農振農用地区域外の農地で、第2種農地となり設置基準を満たしていると考えます。
また一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条、不許可の要件には該
当しないと思われまますので、一般基準を満たしていると考えます。したがって、本件は立
地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われまます。以上で終わ
ります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。無いようでしたらお諮りを致します。本件に対するご異議はございませんか。

(「異議なしの声あり」)

○議長 はい。異議無しと認め、本件は原案どおり決定を致しました。続きまして、日程第4、議案第5号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題と致します。なお、この件については、議事参与の制限にかかわる案件がございますので、議長の私と9番委員は退席をお願い致します。職務代行の2番委員を指名致しますので、よろしくお願い致します。

(1番委員、9番委員退席)

○2番職務代理者 それでは、議長が退席されましたので、職務代行させていただきます。日程第4、議案第5号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願い致します。

○係長 令和2年第5回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、5月7日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは退席されました方の集積計画についてご説明を致します。別冊の集積計画書を御覧ください。以上の計画申請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○2番職務代理者 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。委員さんの集積計画でありましたけれども、委員さんの方から何かご意見のある方。お願い致します。

(意見等なし)

○2番職務代理者 ないですかね。ないようですので、退席された委員さんの入室をお願い致します。

(1番委員、9番委員入室)

○議長 はい、それでは議事を進めます。2番委員には大変お世話になりました。続きまして残りの案件の説明を事務局よりお願い致します。事務局。

○事務局 はい事務局。それでは、別冊の集積計画の総括表にてご説明を致します。

(全体の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

○議長 はい、7番委員

○7番委員 今説明の中で、●●●が衰退というか、ということなんですけども。結構、たくさん田んぼがあるにもかかわらず、やっぱりこういう状況になったということは、なぜだろうかと思って、またそれを▲▲▲さんが引き受けてもらえるということですけども、この●●●の経営の状況とかは事務局は聞いておられませんか。

○議長 それでは事務局に代わってですね、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

▲▲▲のですね、●●●の吸収合併ということですけども、まだ確実なところはですね、■■■あたりの総会等を終えた時点ということになりますが、●●●の経営内容がですね、以前から■■■の中でも、経営改善の要請といたしますか。そういうふうなことがあっておったようです。作業員等も少ない2名ということで、なおかつ耕作面積等も多くてですね、手が回っていない。それから経営内容をに關しましても、メロン等の営業をしておりますので、そちらの方の収入で何とかこう、トントンにはあるけれども依然としてこう農地の管理等が思わしくないというような状況もございました。一方▲▲▲の方もですね、オペ

レーター等の確保等も含めて、これから農地等、麦策等、水稲、WC S等を広げていく中で、作業員の確保もしたいと、それから、というところもございまして●●●の方とですね、■■■の方と協議を致しまして合併するところに至ったところです。現在はもう麦の収穫等も進んでおりまして、そういう●●●のオペレーター等にも指導といいますか。操作等の指導していきながらこれからですね、の対応についてしているところですが、よろしいでしょうか。ほかに何かはい、3番委員

○3番委員 ○○○○とは。

○係長 △△△△さんで、多良木の方ですけれども、その方が、今回、法人化をされまして、その会社名が○○○○ということになっております。ですので、今回の利用権設定は法人化に伴いまして、すべて今まで、△△△△さんの個人名で借りられた分を会社名で借り直すっていうふうになります。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。

(意見等なし)

○議長 異議なしと認め、本件は原案通り決定いたしました。

続きまして、日程第5、議案第6号、非農地証明願いに対する判断についてを議題と致します。

○事務局長 はい、事務局長。はい。それでは、ご説明を致します。日程、議案第6号、非農地証明願いに対する判断についてということです。

(2件分計7筆分について説明)

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。本件について、事前調査が行われておりますので18番委員の方から報告をお願い

いしたいと思います。

○18 番委員 昨日、9 番委員、10 番委員、事務局長と私と 4 人で一応調査しましたので報告致します。まず、番号 1 についてですが、これは丁度、先ほど説明がありました箇所ですけれども。現況もすでに宅地になっております。判断の基準としましては、既にもう現状が、敷地内の庭となっております、住宅の建築が昭和 10 年ということで、農地法の施行日、前日、昭和 27 年 10 月 20 日ですね、以前にもその状態であったというふうな状態でございましたので、非農地に該当すると思われれます。それから、2 から 7 ですね、次の件ですが、これにつきましても、もう農地法施行前に既に竹林であったということでございます。一応要件としましては、荒廢地のうちのうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地ということで、例えば人力とか農業機械では耕起整地ができないとし、また、農地農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業等の実施等が計画されていない土地のいずれかの状況を満たしているものということで、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するに非常にこう難しい物理的な条件が難しいというような場合ということで、調査しましたところ、図面を見れば、平地のように見えますが、実際は非常に傾斜地でとても機械を入れて整備するには、農地にするにはとても難しいところです。聞きますと昔、焼き畑とかやっておられるような状況のところなので、今更これをつけていう状態に非常に難しい。まして竹が植わっておりまして孟宗竹ですけども。管理されていないので非常に密植ですね。なので、これはもう先ほど事務局から説明があったとおり、徐々にこう間伐等を入れて竹林としてやるのが適当じゃないかということで、判断をいたしました。以上報告です。

○議長 はい、18 番委員より事前調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見はございませんか。

(意見等なし)

○議長 ご意見が無いようですのでお諮りをしたいと思います。本件に対するご異議はございませんでしょうか。本件は原案どおり決定を致しました。それでは日程第6、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。事務局

○係長 それでは9ページをお開き下さい。日程第6、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和2年3月26日から令和2年4月27日分までとなっております。

(内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。何かございませんか。

(意見等なし)

○議長 無いようでしたら報告第2号をこれで終わりたいと思います。続きまして、日程第7報告第3号許可不要転用届の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

○事務局長 はい、事務局長。ご説明を致します。16ページになります。日程第7報告第3号許可不要転用届の報告について、令和2年5月13日提出です。

(内容説明)

以上については、土地改良事業の令和元年度分ということで、許可不要転用該当事項ということで、土地収用法第3条第1項第5号該当となります。これは県営多良木第2地区農業水利施設保全合理化事業による、収用となっております。以上報告を致します。よろしくお願い致します。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

(意見等なし)

無いようでしたら、報告第3号はこれで終わりたいと思います。続きまして、日程第8次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の総会に伴う事前調査員を2番委員、19番委員、20番委員をお願いをしたいと思いますが、総会の日程がですね、6月10日水曜日9時からです。それに伴う事前調査を6月9日火曜日午前9時から行いたいと思いますが、御三方ご都合がよろしいでしょうか。はい、それではよろしくお願い致します。総会を6月10日と致します。それでは総会のほうですね、ここで閉じたいと思います。

○事務局長 はい、長時間にわたりましてご協議ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第2回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記